

93.10.12 八達嶺の万里長城 奥田宣子

編集後記	燎原文芸	文政の一揆と丹後の民衆(二) 「江戸期の丹後ちりめん史を背景にして」	敗戦後の数年間は教育史上、 特異な楽しい教育の時代
総会報告	良心の灯いつまでも(三)	川戸 利一	安田 利政
	服部 真吾		
	黒住 嘉輝		

敗戦後の数年間は教育史上、特異な楽しい教育の時代

安田 利政

原 燐

思えば第二次世界大戦直後から数年間の日本の教育は一種独特なものでした。それはアメリカによる占領教育行政でもあり、また否定された筈の、明治・大正と昭和に入つてから二十年間の教育の影響を多分に受けつつ、その上に独自の教育風潮を醸し成したものでした。

あの頃は戦前の教科書の特定部分を、占領軍の指示により墨で塗り隠して教えることもあつた反面、新制高校生ともなると、一部、旧制高校生を手本とするような行動に出る生徒もいました。

その行動には、鷗外、漱石などの作品のほかに、西田幾多郎などの哲学書を小脇に抱え、校内を闊歩する生徒も見受けられました。また、それとは対照的に、職業科高校生の中には、戦時中はほとんど正規の語学教育を受けていなかつたので、RとLの発音を不可思

議なものを聞いたとばかり、神妙に襟を正し、英語教育に深い好奇心をいただき関心を高めていった生徒も多かつた。

ところがその頃の教育条件は劣悪そのものでした。一つは施設・設備が戦争中の物資欠乏の中で新設、補修が皆無に近いうえに、戦中の破壊、焼失に加え、戦後の悪性大インフレで税収欠乏が累進する中で、新設の義務教育学校である「中学校」の出現で、旧制中等学校である新制高校は波の上を漂流するような不安定な状態でした。

そのため多くの新制高校は統合を迫られ、郡部では戦後の食糧欠乏や都市部の戦争による家屋の焼失等による住宅事情がもとで人々が一時地方に移つて、生徒急増現象

が地方で起こり、従来の学校（旧制中等学校）施設では、生徒収容に事欠き、すし詰め教室の激増となつた。他方、都市部では戦後突

如出現した中学校（義務教育）の校舎確保のため、一部、旧制中等学校の校舎が転用されることになる。そのため例えば京都市部では、京都第一中学校校舎を新制中学校に転用されたため、旧制第一高等女学校校舎（現、鴨沂高校）に旧一中、旧一女、旧嵯峨野高女の生徒三千三百八十名を収容し、男子生徒は午後、女子生徒は午前授業とする応急措置を暫らく強要されました。郡部、都市部とともに単独制高校では校舎数が不足するので、普通、職業の両高校が統合して総合制（創設当初は綜合制という）が誕生し、公立高校では昭和二四年九月には、全国で七三・七%の高率になりました。それでも、当時の高校生は学校に来るのが楽し

そうでした。

また、肝心の教育では、教育内容はアメリカの教育制度を倣つて行われましたが、当時の生徒諸君はそれらの教育を新鮮なものと受け止め、積極的に吸収するとともに、それを当時の生徒が生徒らしい独自のものに克服、移行する様子が見受けられました。それは二つの面に現れています。

一つはかつて戦中に旧制中学、

も一つは、例えば「ホーム・ルーム」などでみられる光景です。この制度は戦後初めて日本に出現しましたが、昭和三十年過ぎ頃から、これは教科ではない、毎週自主的に何をしてよいやら年間三十五回をもてあまし気味である、など

の考えが全国の学校に広がりました。しかし当時は何分、自由で珍らしく、私の教師体験では、多才、多芸な生徒諸君によつて諸種の企画を持ち寄り巧みに年間数十回を運営してもらつていた。また学園祭などでは、時に古典芸能、演劇、クラシック音楽などが熱心に情熱をこめて披露されていましたし、これを鑑賞する生徒集団もそれらを真摯に受け止め、舞台と一体化して

若人の意気を高揚していた。このように当時は自主性、自立性があり、何かを求めて高揚、飛翔する態度や雰囲気があった。当時の人々は現在、六十数歳から七十歳過ぎになっている。

もちろんこのような学校事情、生徒気質はその後数年つづいたが、昭和三十年代の終わり頃になるとその雰囲気は変化し、第二次高校生急増期の昭和四十一年を経過すると、大学・高校紛争を経て学校の様相は一変する。とくに最近の十年は、教育は多様化する一方、日本列島教育激変の時代と騒がれ、学校教育をはじめ社会全体の方をふくめ、批判、非難が高まり、世相は騒然としてきた。

ではこの戦後の数年間の教育は一体何であったのだろうか。

この時期の教育は日本の教育史上で特異な内容をもち独特なものと位置付けすることができる。

当時の占領軍の教育政策として、軍国主義的色彩のある教科は廃止ないしは修正し、神道とのからみで宗教教育には厳正に対処していなし、それにもまして、占領前のアメリカの対日教育政策として、何はさておいても中等教育に最大

の指導を傾けるよう、国務省、陸、海軍省の三省会議で占領行政の大枠を決定していたのであつた。教育使節団報告書はその通りになつた。

また、教育内容を決める教育条件として、人、つまり教師の問題と、その他の教育条件としての教育内容を規定する国としての基準である「指導要領」の問題がある。結論から申すと、現在的な時点からみれば、当時はまことに緩やかである。厳しい占領行政下であるといふものの、緩やかで自由奔放に行動し教育することができたといえる。例えば教師。戦前は師範閥、高等師範閥等があり、年功序列的な階層があつたようですが、

敗戦後は日本列島全体が職業難、生活難の時代に突入していく、学校でも新しい混沌が充満し、これに加えて、外地からの帰国した生徒、都会の焼失家屋、職業難等から郷里に居を定める人々の子弟の数が増え、戦死や戦傷病の教員も多く、急膨張した生徒増に対応するため、急きよ、教育経験もない新規教員が多数採用、配置された。指導方法などは組織的に習得して

学で学んだ知識と戦中、戦後の僅かな体験の上に立つて、生徒を叱咤、激励していた。それでも生徒には新鮮味があった。これも既成の学校教育の雰囲気を打破する意味も結果的にはもつっていた。しかしことに昨今、学校に社会の風を吹き込もうと、社会人を従来の免許法の制約を越えて採用することが始まつた)

教育内容を規定する指導要領については現在とは異なり当時の柔らかい内容の「指導要領試案」さえ、その存在を知らない教員も多く、教育界とくに高校は独立自由王国の状態下にあつたといえようか。

反面、先に指摘したように高校生は進学率で五割程度。ちょうど現在の大学・短大・専門学校生の入学割合に匹敵する。しかも社会の雰囲気は戦後の混乱期といつても、その数年前は日本の興廢を左右する激戦の連続する状態下にありますから、秩序とは何か、自己主張の意味、生命の意義などにつものの日本教育史上、希有の

時代と窮屈生活にあえぐ時代、フリーランスを職業と見る時代と正規職業の枯渇した時代、法的拘束性をもつ指導要領の支配する時代と

指導要領の存在さえもあまり認知していかなかった時代、大学進学と学力観が一体化した時代と進学には関心はあるが自由に勉学することを主眼とした時代、行動に力点をおき離婚すれば非社会的、または反社会的に走りがちな時代と志士にみえる。豊かな物資に囲まれた時代と窮屈生活にあえぐ時代、フリーランスを職業と見る時代と正規職業の枯渢した時代、法的拘束性をもつ指導要領の支配する時代と

指導要領の存在さえもあまり認知していかなかった時代、大学進学と学力観が一体化した時代と進学には関心はあるが自由に勉学することを主眼とした時代、行動に力点をおき離婚すれば非社会的、または反社会的に走りがちな時代と志士にみえる。豊かな物資に囲まれた時代と窮屈生活にあえぐ時代、フリーランスを職業と見る時代と正規職業の枯渢した時代、法的拘束性をもつ指導要領の支配する時代と

指導要領の存在さえもあまり認知していかなかった時代、大学進学と学力観が一体化した時代と進学には関心はあるが自由に勉学することを主眼とした時代、行動に力点をおき離婚すれば非社会的、または反社会的に走りがちな時代と志士にみえる。豊かな物資に囲まれた時代と窮屈生活にあえぐ時代、フリーランスを職業と見る時代と正規職業の枯渢した時代、法的拘束性をもつ指導要領の支配する時代と

指導要領の存在さえもあまり認知していかなかった時代、大学進学と学力観が一体化した時代と進学には関心はあるが自由に勉学することを主眼とした時代、行動に力点をおき離婚すれば非社会的、または反社会的に走りがちな時代と志士にみえる。豊かな物資に囲まれた時代と窮屈生活にあえぐ時代、フリーランスを職業と見る時代と正規職業の枯渢した時代、法的拘束性をもつ指導要領の支配する時代と

『水仙は凛として芳しく』(参照)
戦後のこの時代は時代背景をもつものの日本教育史上、希有の教育がただ表層を捉える知識修得型化してきたからであろうか。
(やすだ・としまさ 元京都府教育委員会指導部長)

文政の一揆と丹後の民衆(一)

—江戸期の丹後ちりめん史を背景にして—

川戸 利一

与謝郡と中郡の郡境に平治峠があり、登りつめた頭上に常林寺がある。寺の境内に府下最大といわれる高さ五・三mの石仏が立っている。平成十年、この石仏は文政の一揆で討首、獄門となつた義民

為次郎と新兵衛たちの成仏を祈願して七万五千人に及ぶ民衆の寄進によつて建立されたことが、郷土史家安田正明夫妻によつてはじめて明らかにされた。

別図は、安田夫妻によつて町別に整理された寄進者の数である。

これほど大々的な取り組みでありながら義民への供養であることひた隠しにして成功させた民衆の結束の強さと権力にたいする警戒心は、刮目についた。

この事実が伝承されなかつたのは、衆知の事実であるため語る必要がないうえ、噂にすることでお上に知れることを何よりも恐れたことが重なつて、石仏のいわれを

口にする事がなかつたため、石仏の事実を知る者が次第に少なくなつて、今日では、皆無に近い状態と

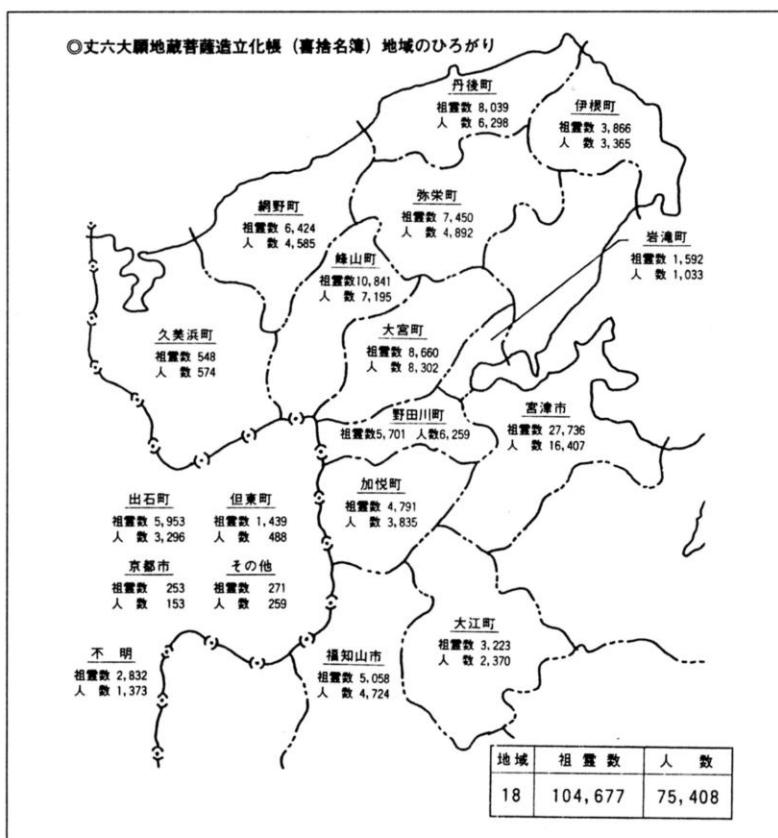
なつたとしか考えられない。文政の一揆は百姓一揆であるが、江戸時代の丹後ちりめんの歴史と重ね合わせてみると、一揆に至る過程がより明らかになるとおもわれる。この一文は、安田夫妻の仕事に刺激されて綴つた、江戸期の丹後ちりめんに視点をおいた文政の一揆である。

もわれる。

丹後で織られた絹織物で最も古いものは、正倉院の御物として保存されているあしぎぬ六丈一疋とされてきた。このあしぎぬは、天平十一年(七三九)丹後国竹野郡鳥取郷から大和朝廷に調貢されたもので、このことを記念して昭和四十三年十一月、鳥取郷である弥栄町鳥取にあしぎぬの碑が建立された。絹織物の技法は、この時代を少しさかのぼった和銅四年(七一)に、大和朝廷の織部の司から派遣された挑文師によって初めて丹後に伝えられ、このときから絹織物がはじまつたとされてきた。

昭和四十七年、峰山町のカジヤ谷古墳から布で巻かれた土器が発掘された。土器に巻かれていた布は絹で織られた平織りで、大和王国に養蚕と絹織物の技術が伝えられた四世紀後半ものとされていた。その後、元京都工芸繊維大学の布目順朗教授の調査によつて、出土した平織は、高い技術で織られており、大和王国に絹織物の技術が伝えられた以前から、すでに丹後では、大和王国とは異なる蚕種の養蚕と、これを糸にして織る絹織物の技法が確立していたことを示

丹後での絹織物の起源



す貴重な発見となつた。

福知山の広峯十五号古墳からも絹の平織りが出土した。布目教授のその後の研究で、これらの布に使われている絹糸は、日本国内や大陸にも例のないもので、放し飼いで飼われた大きな蚕の繭を使い、この地方独自の技術で織られた絹織物であるとの研究成果が発表された。この研究によつて、挑文師によつて丹後に絹織物の技法が伝えられたとする説をくつがえすことになつたばかりでなく、丹後・丹波の絹織物の起源は前期古墳時代の四世紀までさかのぼることになつた。丹後と丹波での絹織物の技法は日本最古のものである可能性が明らかにされたのである。

ちりめん織り技術の会得

絹織物に適した風土をもつ丹後

ことには、天平勝宝四年（七五二）

享保四年（一七一九）峰山の住

人絹屋佐平治は、西陣の機屋に奉

公してちりめん織の技法を見覚え、

丹後ちりめん産地の形成

佐平治がちりめん織に成功して

制反数は、この数量を上回るち

めんが丹後で織られていたことを

示すもので、わずか二十数年間に、

丹後ちりめんの生産が非常な勢い

で伸びたことを物語つてゐる。

藩財政とちりめん織り

十疋などが調庸されてゐる記録や、延喜式に丹後から絹織物が献納され丹後国三河内村に機織の神として朝廷が直接祭祀した倭文（しどりと読み高級な絹織物をさす）神社のあつたことが記載されている

ことは、丹後精好が京都の絹座でもてはやされていたことなどを通じて知ることができる。ながい歴史をもつ丹後の絹織物は江戸時代の中期、享保年間に大きな転期を迎えることになった。

その頃、丹後の代表的な絹織物として織られていた精好は、京都でも名のとおつた高級品であつたが、次第に販路が狭くなつて、江戸時代も元禄年間にはいると、発達した貨幣経済のなかで商人を中心とした町人文化が台頭、ちりめんをもちいた友禅染めの華麗な着物がもてはやされてきた。

中国から伝えられたちりめん織りは、京都の西陣で盛んに織られていたが、門外不出の技術として他に流出することを固く禁じていたため、容易にまねることができなかつた。

西陣は、丹後ちりめんを「田舎絹」と呼んで格差をつけ、市場での優位を保とうとしたが成功しなかつた。西陣の機屋は、幕府に対して「田舎絹」の進出を規制するよう働きかけ、延享元年（一七四四）に丹後のちりめんの出荷を制限するよう強力に嘆願して、京都所司代から丹後ちりめんの出荷を三万六千反に制限させた。この規制

めんの桐生とならぶ地方での产地ができた。さつそく郷里に帰り、いくら織つても注文に追いつかぬことから、年貢に苦しむ百姓の副業としてちりめん織りが普及しはじめ、江戸時代も元禄年間にはいると、発達した貨幣経済のなかで商人を中心とした町人文化が台頭、ちりめんをもちいた友禅染めの華麗な着物がもてはやされてきた。

中国から伝えられたちりめん織りは、京都の西陣で盛んに織られていたが、門外不出の技術として他に流出することを固く禁じていたため、容易にまねことができなかつた。

西陣は、丹後ちりめんを「田舎絹」と呼んで格差をつけ、市場での優位を保とうとしたが成功しなかつた。西陣の機屋は、幕府に対して「田舎絹」の進出を規制するよう働きかけ、延享元年（一七四四）に丹後のちりめんの出荷を制限するよう強力に嘆願して、京都所司代から丹後ちりめんの出荷を三万六千反に制限させた。この規制

をみて、藩はちりめんを藩の財政を支える有力な租税の対象とした。峰山藩の「縮緬織業の儀は当所第一の業柄」とした位置付けに、ちりめん織にたいする藩の考え方を知ることができる。年貢に苦しむ百姓の副業としてはじめたりめんも又、租税の対象にされたのである。

宮津藩は、ちりめん織物が普及はじめると、機改めを行つて、織機に焼き印を押し、機一台に銀三十匁の運上金を徴集した。その後も、明暦四年（一七五八）、安永四年（一七七五）、文化六年（一八〇九）に機改めを行い、その都度、機一台について銀三十匁から四十匁の運上金を徴集した。その上「ちりめん一疋に銀三匁、絹一疋に銀二匁」の御米料を取りたてた。

「御領分の村々の百姓共は農耕第一とすべきなのに、近年縮緬を織りで農耕が遅れ不作となつてゐるのは不届至極」として、加悦村算所などの村落に機織の停止を命じた。この措置に百姓は嘆願書を出し、ちりめん織りができるよう願いでると、運上金を取つて許可を与えた。こうした取り締まりを

再三くり返し、その都度運上金を取り立てたため、逃散する百姓も生まれた。百姓が機に精を出すと、農耕をおろそかにするとして出した機織りの停止命令は、運上金めあての口実にすぎなかつたのである。

このような宮津藩のお布令は百姓の大きな不満を引きおこし、やがて文政一揆に発展する下地になつた。

峰山藩は、絹屋佐平次の始めたちりめんを高く評価し、森田治郎兵衛と改名したとき、「お召、縮緬、ちりめんや」と染め抜いたのれんを与えて労にむくい、藩の政策としてちりめんを奨励した。同業者の自主組織で、職人の引き抜きを戒めた奉公人規定などをつくり、これを取りしまる「年行司」を置くと、藩命による「年行司役」に改め、機台数の調査や生産数量を記録する台帳作りを義務づけ、年行司役を通してちりめん織りの実態を掌握する仕事や、藩の意向を機屋に伝える機関にした。

宝暦十二年（一七六二）鑑札制度による機屋の公認料として上納金を藩に納入させ、寛政元年（一七八九）の質素儉約令でちりめんの扱いを問屋に禁じ、丹後のちりめんが生産と販売の危機に直面したとき、領内で織られたちりめんをすべて集める「御領分縮緬引請機を救つた。この時、御用達の名に恥じないちりめんとすることを理由に品質検査に乗り出し、一反について銀二分の御米料を取り立て、検査を受けていないちりめんの売買を禁じた。こうした峰山藩の政策に対しても、無印で自由なちりめんの取ひきを願いでた伺いを認めず、織り上げたちりめんにたいて御米料をきびしく取りたてた点は宮津藩とかわりがなかつた。運上金と御米料が、どれほど藩財政を支えたかを明らかにした記録はない。久美浜町俵野に江戸時代から毎年の米の値段を銀に換算した記録が残されている。これを幕末になると、ちりめんの生産高は三八万七千反、この時期米の値段は一石銀百匁と記録されていて、この数字で御米料を石高に換算すると一万七千八百石に相当する。宮津藩は七万石（一万石石）、峰山藩は一万一千石である。ただし、この石高は所領全体での生産高であるため、五公五民として石高の半分が藩の取り立て分といえる。江戸経済に明るい滝本儀氏は石高の四分の一程度が藩に収められたにすぎないと日本封建経済史のなかで述べている。こうした説を参考にすると、ちりめんに課した御米料だけで、幕末には藩

が米に課した租税に匹敵する額であつたと推定される。年貢に苦しむ百姓が副業としてはじめたちりめん織りも又、藩財政を支える大きな柱にされたのである。

ちりめんと奢侈禁止令

ちりめんでつくられた華麗な着物の流行は「百姓町人は絹紬、木綿、麻布のうちから身分に応じて着用すべし」とした御法度にふれるものであつた。

江戸時代も元禄期にはいつて、文化の爛熟期を迎へ、歌舞伎や遊郭などの遊びとともに衣服も友禅などの華麗な染めが流行し、百姓や町民のあいだで需要を高めていた。

幕府は、百姓や町民の間に流行する奢侈・贅沢を、士農工商の秩序を乱し、御法度に背くものとして、華美に慣れた風俗を矯正し、身分制度にふさわしい秩序を維持するため、質素儉約の励行を求めたお布令を出した。世に言われる寛政の改革（一七八九年）と天保の改革（一八四一年）である。

寛政の改革では、儉約令を出して絹問屋の一部にちりめんの販売を禁じた。しかし、御法度はそれ

ほど厳しいものでなく、藩に縮緬の御用達所を設けて販売をおこなうことなどが許されたため、ちりめんの生産にそれほどの支障はなかった。

天保の改革では儉約令を出し、

衣食住についての細かい掟を作り、違反者を厳しく取り締まり罰則を課した。特にちりめんについては、

いつさいの製造と使用を禁止する「絹御法度」が出されたため、丹後ちりめんは大きな打撃を受けた。

記録によると、「糸買と云う事も無之、縮緬商売皆無に候事」（天保十三年）「御公儀様より御法度之儀触出し數度に付、卯之春は縮緬商売一切皆無にて惣機屋相休み居申條」（天保十四卯年）とある

ように、ちりめんの製造と販売は皆無で火の消えた状態になつた。

しかし、あまりにも厳しい改革は、諸藩や庶民の反発をまねき、三年足らずで挫折した。幕府が奢侈贅沢とした友禅染めの華麗なちりめんで仕立てた着物は、庶民の中に根付いており、上からの御公儀で変えることのできないものになつていた。藩もまた財政を支えられるかけがえのない業種に育つて、絹問屋の一部にちりめんの販売を禁じた。しかし、御法度はそれ

たためである。

ちりめんは、庶民の必需品になつていたことから、御法度が解けたことなどが許されたため、ちりめんの生産にそれほどの支障はなった。需要は回復し、丹後はちりめん産地として、ゆるぎない地位を築くことになった。

（かわど・としかず 弥栄町）

良心の灯いつまでも（三）

服部 真吾

（十三）賃金裁判で二次原告

一九九一年九月二十四日、大阪高裁でも勝訴しました。一九九五年九月五日、最高裁判所は基本的には大阪高裁の判決を維持し、上告を棄却する画期的な勝訴の判決を降しました。会社の反共労務政策が思想信条の自由や団結権に対する侵害であるばかりでなく「職場における自由な人間関係を形成する自由」を侵害すると断罪したのです。しかし、関西電力はこの争議を「傍観的な立場でみて判決を認めようとせず、「会社の主張が認められず残念」「人権侵

害はやつていらない」と強弁しました。この関西電力の態度に全国から怒りの声があがりました。最高裁判決が出たころから、「賃金裁



も早く勝利解決することが大切だ」と思ったからでした。

京都では二次原告に四名がなりました。これで一次、二次原告九名と社長への申し入れ者六名を加え十五名になりました。一九九六年八月三十日京都地裁へ提訴しました。尚、大阪地裁へ十一名、神戸地裁へ一名の二次原告が、和歌山地裁へ四名が新たに裁判を起きました。

関西電力が最高裁判決を守ろうとせず、職場では人権侵害・賃金差別をつづけている中で、「最高裁判決一周年九・五関西電力包囲総行動」を五千人の参加で成功させ、関西電力に大きな打撃を与えました。

(十四) 家族会は大きな力

中部電力の一人であつた浜崎豊子さん（『花風にひらく』の著者）との交流が実つて「できる事をできる人が無理なく無駄なく気軽に」を基本に京都の家族会が結成されました。家族会は大きな力を發揮しました。京都支店前でのリレー

トーキや抗議集会では宣伝カーの上でマイクを握り切々と訴えました。翌日の本店包囲総行動では家

族会の一人はデモ隊の先頭に立ち横断幕をもつて歩きました。報道機関の力を借りようと赤旗新聞にも投稿してきました。新聞記事を全国オルグ先の北海道で見た仲間はおおいに励まされたといふ。

和解を三日後に控えた十二月五日、争議団全員を対象にした重要会議が行われました。その日、伊丹市で行われていた集会会場で家庭会の一人は和解の最終論議がされていることを知らないで、一生懸命裁判所に公正な判決を求める要請署名を集めていました。

京都地裁の審理が最終盤に近づいたとき、家族会から裁判長あてに上申書を出そうという声があがり、数名がいつでも提出できる準備をしていましたが、和解が一気には成立したため幻の上申書になってしまいました。

争議団は毎年「旗びらき」を開催してきました。家族会は「旗びらき」でも真価を發揮しました。家族会の代表は次の訴えをして参加者に感動を与えたのでした。

家族よりの訴え

「裁判をするまでは会社の厚生行事のボーリング大会や開碁大会、魚釣り大会にも声をかけてもらえた。翌日の本店包囲総行動では家

なかつた夫たち。しかし、それは意志ではない。むしろ、同じ被害者なのだと職場の要求をビラにして早朝の門前ビラ配布。

休日には同僚との接点を持とうと、魚釣りなどこちらから声をかけ人間としてのつながりを大事に会話を行なう。他の人以上に、眞面目に頑張っている夫たち。

しかし、会社側はこれでもか、これでもかと、仕事や昇給に差をつけ嫌がらせをする。このような『みせしめ差別』は許せないと立ち上がつた夫たち。

裁判準備、支援要請のお願い、会議などいそがしい毎日。日曜日になつてもニュース「野火」の編集やワープロ打ち。争議団・支援する会の会計整理。みんなに喜んでもらえたらと周山のいも畑の苗植え、草取り。府民まつりでの焼きそば出店。等々。

三十年におよぶ争議の中で故人となつた仲間が出たが、途中で脱落者を一人も出さなかつたことは大きいに誇りにおもつていいと思つています。最高裁の判決が出ても、会社は人権侵害や賃金差別はしていないと言つていますが、だらだらと裁判を長びかせ、休日まで裁

判のことから解放されない事こそ、人権侵害の何ものでもないと、会社のやり方に強い怒りを覚えます。一生懸命闘つている夫たちを見て、一生懸命闘つて、精一杯の努力をしたいと思います。今後とも、ご支援をよろしくお願い致します。」

(十五) 雜感

争議の中で時々、こんなことを聞かれることがあります。「関西電力労働組合はどうなんですか」と。残念ながら労働組合は何ら支援をしてくれているんですか」と。西電労働組合は、何ら支援をしてくれませんでした。終始貫く「中立」の立場を押し通したところの会計整理。みんなに喜んでもらえたからです。

燎原

「元旦は『虹をつかむ男』で元気をもらい、とつてもいい新年の幕明けとなりました。年末から続けてごちそうを頂いておいしかったです。二日から大阪の方へ寄せてもらい、ワカサギやお茶のお土産、とつても喜んでおられましたよ。

翌日、山科へ戻る予定が隆之さんが具合悪くなり、三日は一日中在宅。ポカポカ陽気でしたが仕方ない・・・持つて来た浜崎豊子さん著の『花風にひらく』を読むことができました。

共産党だから・・・といじめられたことは一度もないけれど、何かと忙しくしている父、母に対しどこか他の家庭とはちがうナーミーという思いを抱いてたことはありました。お父さんが関電の中でいろんな圧力と闘っているなんて、小さな頃は思いもしなかつたし、そんなゲチを家の中でこぼしていふのも、見たことなかつた。でも信じられないような辛いこと、くやしいことがいっぱいいた。ほんたんだナーと知った時、本当に心から尊敬の思いでいっぱいになつたし、その頑張りはどこから生まれてくるんだろうと思いました。

お正月、いつもおせちやしめ縄を欠かさず、そういうことを大切にしていました所も、今とてもまぶしく思い出しています。今年も身体を大事に、がんばって下さい。

九八年一月三日 陽子

この手紙を読んで、子どもたちに目をかけてやれなかつた親としての後ろめたさ、すまなさがキレイさっぱり洗い流された思いでした。人間がむしやらに正義感だけで頑張るのではなく、自分の足元である家庭にも目をむけ、「普通の生活」にも気配りをすることの大切さを改めて教えられたのでした。

(十六) 良心の灯をいつまでも

レッド・ページから五十年、争議解決から一年が経過しました。いま、関西電力の職場は会社からの「成果主義賃金制度」導入案で大きく揺れ動いています。余りにもひどい会社提案に、職場ではいままでとは違い、活発な意見・要望が出され簡単に認めようとしない状況になっています。レッド・ページから脈々とうけ継がれてきた電力労働者の良心の灯はいつまでも燃えづけることを確信しています。

関西電力の労働者は

◆ 燐原文芸 ◆ 黒住 嘉輝

◆ 一三四号 正誤とおわび ◆

ページ一段一行 誤→正
1—5 良心の灯をいつまでも

↓ 良心の灯をいつまでも
閉鎖→閉塞

2—1—6 国歌→国家
3—1—23 不詳→不祥

3—3 良心の灯をいつまでも
↓ 良心の灯をいつまでも
ふんどり→ふんぞり

4—3—9 ふんどり→ふんぞり
ノーベル賞を設けしノーベル

失せたり「黒幕」野中広務も
消費不況はね返さんと不要のもの

7—1—27 関西争議→関電争議
御指示→御支持

6—1—17 中ノ島→中之島
6—4—30 関西争議→関電争議

爪固くなり切るたび飛び散るを
舌打ちしつつ拾い集まる

不孝する親も居らぬに指先に
逆剥けが出来て朝より痛し

（くろずみ・よしてる）

を中心スローガンにして、「電力労働運動近畿センター」を発足させ、"新たな旅立ち"を開始しました。京都においても闘う拠点を構えました。私たちOBも参加して共に闘うことを見ています。

せ、"新たな旅立ち"を開始させました。私たちOBも参加して共に闘うことを見ています。

一、職場の要求を「共感・感動・展望・献身」で広げよう
一、新しい仲間づくりを旺盛にする
一、電力労働運動の大きなロマンと構想にチャレンジしよう

（はつとり しんご）
元関電差別賃金裁判原告

一、一人で十歩すすむより、十人で一歩すすもう
一、職場の要求を「共感・感動・展望・献身」で広げよう
一、新しい仲間づくりを旺盛にする
一、電力労働運動の大きなロマンと構想にチャレンジしよう

（はつとり しんご）
元関電差別賃金裁判原告

◆総会報告◆

六月九日(土)一・三〇からハートピア京都で二〇〇一年度総会をもちました。出席者はさまざまの都合が重なり七名にとどまりましたが内容は充実した総会になりました。例により小講演がもたれました。今年は碓井敏正氏(京都橘女子大)に、最近問題となっている新しい歴史教科書をつくる会の中學「公民」教科書を中心に最近の教育改革の動向についてお話をうかがい、質疑討論がおこなわれました。それから議事に入り、黒住嘉輝氏の司会により業務報告・方針、会計報告と監査報告の紹介があり、いずれも承認されました。人事は原則として世話人会員の留任、庶務井手幸喜、編集岩井忠熊・小田切明徳の体制が確立され、必要なら補充もあることとなりました。

会計監査報告
一般会計は昨年に引き続き良好な内容でありました。創刊号(五〇号)の出版会計も含めた決

編集後記

梅雨の不快な日に書いています。

先日、大阪教育大付属小学校で児童・教師八名が刺殺され、多くの負傷者が出来ました。学校を場とするこのような惨事は前代未聞です。容疑者についてさまざまに報道されていますが、事件の背景に社会のもののがんばり構図があることも見出せません。

用の意志を表明しました。国民の良識と国際社会から非難されていいるこれら教科書が、教育現場の困難を解決するために役立つことは考えられません。いま必要なことはまず社会と教育の問題点を正しく解明し、その上で対処法を考えることです。

参議院選挙が間もなくはじまります。日本の病弊をただす絶好の機会です。内容のないよび声の「改革」にまどわされることなく、市民の目線で具体的な改革策を見出

算としたため①販売コストを公表した後に経費がかかったことが判明したこと②希望者への送り届け経費が予算より掛かったことなどにより売却目標冊数を超過に売却しなければ債務がもどつて来ない状況です。決算終了後も販売に努め債務額を極力少なくするよう要望します。

以上
二〇〇一年四月五日
蓮佛亨

取支一覧表 2000年4月1日~2001年3月31日

収入項目	収入金額	支出項目	支出金額
前期繰り越し	883,505	128号印刷費+消費税	51,450
会費納入金額(振替)	721,300	129号印刷費+消費税	64,313
会費納入金額(現金)	36,000	130号印刷費+消費税	51,450
合冊本 金額	563,500	131号印刷費+消費税	51,450
カンパ	5,000	132号印刷費+消費税	64,313
雑収入郵便貯金利息	676	133号印刷費+消費税	51,450
		創刊号~50号+消費税	682,500
		編集費	12,500
		発送通信費	232,430
		事務費(封筒など)	44,385
		振替払込料	22,170
収入合計	2,209,981	支出合計	1,328,410
		現在高(郵便貯金)	881,571
合計	2,209,981	合計	2,209,981

特別会計簿 合本『燎原』2001年3月31日

収入項目	収入金額	支出項目	支出金額
本会計よりの借入金	0	創刊号~50号+消費税	682,500
会費納入金額(振替)	465,000	本会計へ戻入	0
会費納入金額(現金)	98,500	編集費	0
カンパ	0	発送通信費	80,530
		事務費(封筒など)	2,310
		振替払込料	5,910
収入合計	563,500	支出合計	771,250
寄贈部数	0	2001年4月3日現在	207,750
合計	563,500	合計	563,500
入金部数	161	合冊本申込部数	178

TEL FAX	〒六〇六一八一〇七
三三一三〇二 井手 幸喜	京都市左京区高野東開町 一一三三 第三住宅